

別 表

就学校の変更基準

東川町立小学校の区域外通学に関する取扱要綱第5条で規定する変更の要件を次のように定める。

就学校変更基準及び提出書類

理由	具体的例		提出書類	許可期間
年度途中の転居	1	小学6年生の場合	就学校変更申立書 学校長の意見書	卒業までの期間
	2	小学5年生以下の場合	就学校変更申立書 学校長の意見書	当該学年末までの期間
一時転居	3	住宅の改築等により、一時的に転出・転居するが従前の学校に引き続き通学する場合	就学校変更申立書 改築等が確認できる書類 一時的な居住地の確認できる書類	改築等が終了するまでの期間
事前就学	4	住宅の新築、購入等により、転居が確定しているため、あらかじめ転居予定地の学校へ通う場合	就学校変更申立書 転居が確実であることを証明できる書類(土地、建物売買契約書等)	転居日までの期間
勤務等の事情	5	保護者の就労により、養育してもらう祖父母等の家に帰らせるため、その校区の学校に通学する場合	就学校変更申立書 父母の就労証明書 祖父母等の預託承諾書	必要と認められる期間
社会的配慮	6	家庭事情等特別な理由により住民票の異動が困難な場合で、実際に住んでいる校区の学校に通学する場合	就学校変更申立書 実際に住んでいる場所を証明できる書類	理由解消までの期間
教育的配慮	7	いじめ、不登校等の解消のために転校を希望する場合	就学校変更申立書 学校長の意見書	申出期間
身体的理由	8	病弱、身体の障害等の場合	就学校変更申立書 診断書等疾病状況が確認できる書類	必要と認められる期間
その他	9	その他教育委員会がやむを得ない事情があると認められる場合	就学校変更申立書 学校長の意見書	必要と認められる期間